

竹島の領土権の早期確立について

【内閣官房・総務省・外務省・文部科学省】

提案・要望の内容

- 1 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- 2 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取り組みを進めること。
- 3 学校教育において、竹島問題が積極的に扱われるよう、学習指導要領において竹島を取り上げること。

【現状と課題】

- 竹島の韓国における不法占拠
竹島は、韓国の警備隊員の常駐など、50年以上にわたって不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況になっている。
- 竹島の韓国における領土権の既成事実化の動き
韓国においては、竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。
- 北方領土問題に比較して、国における広報啓発活動がきわめて不十分



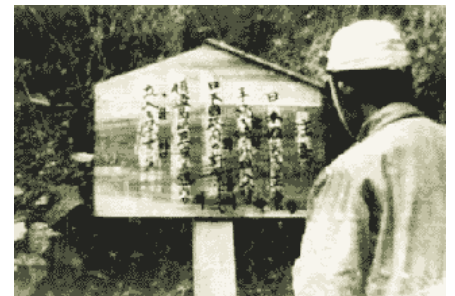
▲ 竹島の位置

北方領土問題においては、国には「内閣府北方対策本部」があり、また「北方領土の日」の制定や広報啓発施設である「北方館」なども設置され、国による全国的な広報啓発活動が定着している。

▲ 昭和28年6月島根県と海上保安庁が合同で竹島に建てた領土標識

【本県の取り組み状況・方針】

- 「竹島の日を定める条例」の制定に伴う啓発活動の実施
県民、市町村及び県が一体となって領土権の早期確立を目指した運動を推進し、国民世論の啓発を図ることを趣旨とした条例が制定され、この趣旨に沿った啓発活動を実施する。
竹島の日：2月22日 公布・施行：平成17年3月25日
- 竹島問題研究会の設置
竹島問題に関する歴史的な研究等を行い国民啓発の一助とするため、平成17年6月研究会を設置。（中間とりまとめ：H17年度末、最終とりまとめ：H18年度内予定）
- 日韓自治体間の交流に対する基本的姿勢
領土問題はすぐれて国家間の問題であるが、問題があるからこそ、自治体間の友好交流関係は普遍的なものとして親密にすべきである。お互いに冷静に理解しあう成熟した関係が構築できるよう、韓国側に対して理性的な対応を呼びかけ続ける必要がある。



【提案要望の効果】

- 竹島問題に係る国民世論の啓発が図られ、日韓両国において外交交渉が進展し領土権の早期確立に繋がる。

URL:<http://www.pref.shimane.jp/section/takesima/top.html>
<http://www2.pref.shimane.jp/seisaku/shucho/>